

越前町立常磐小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月1日 策定

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

—「福井県いじめ防止基本方針」より—

1 いじめの防止等の対策に関する基本的理念

本校では、次のような理念に立っていじめ防止にあたっていくものとします。

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市町、市町教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

- 「いじめ」とは、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。
- けんかやふざけ合いでも、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

(1)「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

- ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児

童どうしが互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進めて、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

○体験活動の推進

稲作体験や地域清掃などのボランティア活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学び合う心、感謝の心を育てます。

(2) 学校評価への位置づけ

○いじめの防止等のための取組みに係る項目を具体的方策に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組みの改善に努めます。

- ・あいさつ・返事名人の心得を示し、場に応じた行動ができるようにします。
- ・友だちのよいところを認め合えるように、月1回の「思いやり集会」やポジティブ教育を行ったり、学級で週1回以上「いいこと発表」の時間を持ったりして、教員が働きかけます。
- ・インターネットやSNSの正しい利用の仕方を児童全員が理解するために、学期に1回以上情報モラルについて指導し、振り返りを行います。

(3) いじめの未然防止

○授業の改善

「学習が楽しい、学習が分かる」と答える児童が80%以上になるように、主体的に学ぶ授業づくり工夫をします。そのために、「学びのゴール」や「学びの見通し」をもたせ、児童が興味関心を高めるような課題を出したり、自分の考えや思い、学習したことを表現する場を設定したりします。

○いじめの起きない学校・学級づくり

縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や、児童が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。ポジティブ教育を通して、児童のソーシャルスキルを高めます。

○特に配慮が必要な児童への支援、配慮

日常的に配慮が必要な児童の特性を踏まえた適切な指導を行うと共に、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

○児童の主体的な活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組みを推進します。

○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○インターネットや携帯電話・タブレット等に関する指導

インターネットや携帯電話・タブレット等メディア機器の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行い、保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行います。

(4) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化にたいしてもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するように努めます。

○自己チェックの活用

児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

○アンケートの実施

児童、保護者に対して定期的にいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

○いじめに係る情報の記録

いじめに係る情報を適切に記録します。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡等を通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに、地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

(5) いじめの事案対処

○「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まずに、速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」による立案、対応により被害児童を守ります。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けた、あるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認したうえで、適切な指導を行います。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

(8) いじめの解消

いじめの解消については、少なくとも以下の2点の要因を満たしている確認すると共に、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

○いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。

この相当期間とは少なくとも3か月を目安とする。

○被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処

いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、国のいじめ防止基本方針やガイドライン等に当たって、次の対処を行います。

①重大事態が発生した旨を越前町教育委員会に速やかに報告します。

②学校が主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、越前町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。

③越前町が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関する指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的に開催します。

構成員	校長、教頭、生徒指導主事、担任、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー等
活 動	● 未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成 ● 「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り ● いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議 ● 児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践 ● いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり ● 校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成 ● 計画的なアンケート調査や個人面談の計画 ● 記録の保存 ● いじめの認知 ● 「いじめ対応サポート班」の設置 ● 教育委員会や関係機関等との連携 ● 学校評価への位置づけ、および学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの点検 ● 学校いじめ防止基本方針の見直し

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次に機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組みを行います。

構成員	校長、教頭、生徒指導主事、担任、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー等
活 動	● 当該いじめ事案の対応方針の決定 ● 関係者からの聴取等による情報収集 ● 被害児童やその保護者への継続的な支援 ● 加害児童への指導やその保護者への説明 ● スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携

(3) 組織図

